

制度改革フォローアップ調査結果（速報値）（概要）

1 調査の目的：平成 26 年の独立行政法人通則法改正後、新たな独法制度の下で目標がワンサイクル経過した法人が多く出てきたこのタイミングにおいて、制度改革により法人運営がどう変わったか、法人の業務遂行や運営を後押しするものになっているか、主務省・法人が制度改革についてどのように考えているか等について網羅的に把握し、平成 31 年 3 月の目標策定・評価指針の改定にも留意しつつ、今後の制度運用の改善や、将来的な制度改革に向けた知見等の蓄積につなげることを目的とする。

2 調査の時期：令和 3 年 2～3 月

3 調査の対象：独立行政法人の主務省（法人を所管する部局（主管課等））及び独立行政法人

区分（法人類型）	主務省	法人
中期目標管理法	68	53
国立研究開発法人	39	27
行政執行法人	7	7
計	114	87

※1 1つの法人を複数の府省で共管している場合には、それぞれの府省に対して調査を実施しているため、主務省の数は法人数と一致しない。

※2 制度改革前後の変化を問う設問では、制度改革後に設立された法人の主務省及び法人を除くため、110 主務省、86 法人を対象としている。（各設問の★印）。

4 調査事項：Ⅰ 政策実施機能の最大化に関する事項
Ⅱ 国民に対する説明責任に関する事項
Ⅲ 法人内部のガバナンスの強化に関する事項
Ⅳ 内部統制実態調査
Ⅴ 監事監査等実態調査

5 調査方法：調査票形式

（注） 現在、主務省・法人からの回答の内容を確認中であり、今後、集計結果が変更される場合がある。

I 政策実施機能の最大化に関する事項（主務省・法人）

1 主務大臣下でのPDCAサイクルの強化（主務省・法人）

① 評価業務の業務量の変化（★）

- ・ 評価主体（府省評価委員会、主務大臣）の評価実施業務の業務量については、「変わらない」が47主務省（43%）、53法人（62%）で多数。

「増えた（かなり増えた・少し増えた。以下同じ。）」：23主務省（21%）13法人（15%）

「減った（かなり減った・少し減った。以下同じ。）」：28主務省（25%）18法人（21%）

- ・ 評価終了後の各種評価関連業務（総務省の委員会对応等）の業務量は、「変わらない」61主務省（56%）、68法人（79%）で過半数。

「増えた」：15主務省（14%）7法人（8%）、「減った」：22主務省（20%）9法人（11%）

- ・ 業務実績・自己評価書作成業務の業務量は、「変わらない」57法人（66%）で過半数。

「増えた」：13法人（15%）、「減った」：14法人（16%）

（法人類型別）

- ・ 全ての法人類型の主務省・法人において、「変わらない」が全ての項目で多数・過半数
- ・ 中期目標管理法については、「評価主体の評価実施業務」と「評価終了後の各種評価関連業務」が主務省3割強、法人2割強で「減った」とする回答が高い傾向。
- ・ 研究開発法人については、主務省・法人ともに「評価主体による評価実施業務」がほかの法人類型に比べて「増えた」の割合が高く、「減った」の割合は1割未満で低い。
- ・ 行政執行法人については、「増えた」は主務省では皆無、1法人。

[主務省・法人の意見]

- ・ 省（中）：府省評価委員会は廃止されたが、省独自の有識者会議に対応するため変わらない。
- ・ 省（研）：担当課が、評価を主体的に行う必要性が出てきたことによる各担当課との調整業務や、評価に係る担当委員を増やしたことによる日程の調整の業務が増加。
- ・ 法（研）：総務省指定の評価様式が細か過ぎて使いづらい。また、省庁で独自に説明を要する内容について指定を受けることがあるが、既存の様式の内容に屋上屋を重ねることにもなりかねず、作業が煩雑化するので、共通化、単純化してほしい。
- ・ 法（研）：大臣評価に伴い、一定のまとまりごとの評価が認められたことにより、評価単位を「ユニットごとの評価」から「領域評価」にしたため、「自己評価調書」「審議会資料」の量は減少。

② 制度改正に伴う主務大臣の責任の下での一貫したPDCAサイクルの変化（★）

- ・ 制度改正に伴うPDCAサイクルへの影響については、「強化された」が66主務省（60%）、53法人（62%）と約6割。「弱くなった」は皆無。

「変わらない」：33主務省（30%）、31法人（36%）

（法人類型別）

- ・ 中期目標管理法については、「強化された」が主務省で71%、法人で68%。
- ・ 研究開発法人については、「強化された」が主務省で31%、法人で46%であり、ほかの法人類型に比べて低い。
- ・ 行政執行法人については、「強化された」が主務省で100%。

[主務省・法人の意見]

- ・ 省（中）：評価主体が同一人格となったことで、プロセス全体を一貫して見渡すことが可能となった。

- ・省（行）：主務大臣が主体で評価することにより、政策の実現に法人を貢献させるために、法人が行うべき業務の設定をより細かな面まで目標に反映させやすくなった。
- ・法（中）：政策責任者である主務大臣が目標設定、評価、評価結果の反映を一貫して担うようになり、主務省と問題認識を共有することができるようになった。
- ・法（研）：独法制度改正により、主務大臣の責任の下での一貫した PDCA サイクルが確保された一方、「強化」という観点においては、独法制度改正前から中（長）期目標の策定に当たって委員会の意見を聴くこととされているため、大きくは変わらない。

③ 評価結果の活用状況

- ・ 主務省において令和2年度の主務大臣評価結果を、「組織・業務の見直し」に反映は31%、「現行の目標の見直し」「国の政策評価」「政策の企画立案」に反映は1割程度。
- ・ 法人において令和2年度の自己評価及び主務大臣評価結果を、「次期以降の計画の策定」に反映は54%、「業務手法の見直し」に反映は37%、「法人における現行計画の見直し」「法人内部の予算配分」に反映は2割程度。
- ・ 他方、令和2年度に見込評価を実施した26法人の29主務省については、主務大臣評価結果を「新目標の策定」に反映が100%。

（法人類型別）

- ・ 中期目標管理法については、主務省・法人ともに全体と同傾向。
- ・ 研究開発法人については、主務省では、「国の政策評価」、「政策の企画立案」に活用事例が「ある」と回答したのは1主務省（3%）と特に少ない。
- ・ 行政執行法人については、主務省では、「国の政策評価」、「政策の企画立案」に活用事例が「ある」と回答したものは皆無。他方、法人では、「次期以降の計画の策定」に活用が6法人（86%）。

〔主務省・法人の意見〕

（活用例）

- ・省（中）：大臣評価時に今後の課題として挙げた「より一層研究者の知見を取り入れる」という点を踏まえ、研究者の状況やアンケート等を踏まえ、各事業において、制度の改善やコロナ対応等が柔軟に行われた。
- ・法（中）：主務大臣からの指摘事項等を踏まえ、初の試みとして専用 Web サイトを開設し、LIVE 配信を行うとともに、専用 SNS を開設し、タイムリーな情報発信に努めるなど、周知広報の強化を図った。

（活用していない理由）

- ・省（中）：令和元年度における業務の実績に関する評価においては、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたことが認められたため。
- ・法（中）：主務大臣評価は標準であるBがほとんどであり、実績を踏まえた業務の見直し等を求めるような具体的な指摘は受けていないため。

2 法人類型の新設（主務省・法人）

① 法人類型の新設による目標達成への寄与度（主務省・法人）

- ・ 法人類型の新設が目標達成に与える影響については、「役立っている（少し役立っている・大いに役立っている）」が58主務省（51%）、46法人（53%）となっており、過半数。
「どちらともいえない」：55主務省（48%）、40法人（46%）
「役立っていない」：1主務省（1%）、1法人（1%）

(法人類型別)

- ・ 研究開発法人は、「役立っている」が39 主務省中 25 主務省 (64%)、27 法人中 23 法人 (85%) と特に高い。
- ・ 中期目標管理法人は、「どちらともいえない」が 68 主務省中 38 主務省 (56%)、53 法人中 33 法人 (62%) で過半数。行政執行法人は、7 主務省中「役立っている」と「どちらともいえない」が共に 3 主務省 (43%)、7 法人中「どちらともいえない」が 4 法人 (57%)。

[主務省・法人の意見]

- ・ 省 (行) : 類型は変わったが法定業務が大きく変更しておらず目標が大きく変更されたわけではない。
- ・ 省 (中) : 法人の目的が明確化になり、主務省としても 5 年という中期的なスパンでの目標の策定がしやすくなった。
- ・ 法 (中) : 法人類型が整備されたことで、他法人の事例調査時などにおいて比較対象としやすくなり、横断的な視点が養われた。

② 中期目標管理法人・行政執行法人とされたことによる影響 (中期目標管理法人、行政執行法人を対象)

- ・ 中期目標管理法人・行政執行法人とされたことによる予算獲得等へのプラスの影響については、各項目で大多数が「どちらともいえない」と回答。
「どちらともいえない」: 60 法人中、「予算資金の獲得」51 法人 (85%)、「主要業務」44 法人 (73%)、「評価関連業務」42 法人 (70%)、「調達・契約」51 法人 (85%)、「人事・雇用」53 法人 (88%)、「自己収入の確保」52 法人 (87%)、「職員の士気・モチベーション」52 法人 (87%)

(法人類型別)

- ・ 行政執行法人については、「役立っていない」が7 法人中「調達・契約」で 3 法人 (43%)、「自己収入の確保」で 2 法人 (29%) と消極的な回答あり。

[法人の意見]

- ・ 法 (中) : 法人に本来期待される役割に比して、業務運営や財務等、管理面における目標設定や評価の項目が過剰。「業務運営の効率化に関する事項」に一本化することで法人の特性に合った目標設定や評価を行うように改めることができないか。また、調達手続に係る事務手続コストが引き続き大きい。
- ・ 法 (行) : 運営費交付金債務の翌年度への繰越しができないため、検査・分析機関として必要な大型機器の導入・更新や高額なシステムの導入・更新の計画的な実施が困難。

③ 研究開発法人とされたことによる影響 (研究開発法人を対象)

- ・ 研究開発法人とされたことによる予算獲得等へのプラスの影響については、「役に立っている」が、27 法人中「研究開発」20 法人 (74%)、「評価関連業務」13 法人 (48%)、「人事・雇用」16 法人 (59%)、「職員の士気・モチベーション」15 法人 (56%) で多数。
- ・ その他の項目では、「どちらともいえない」が、「予算資金の獲得」14 法人 (52%)、「調達・契約」で 14 法人 (52%)、「自己収入の確保」で 15 法人 (56%) と過半数。

[法人の意見]

- ・ 法 (研) : 公益に資する研究開発に、より集中できるようになっている。研究開発法人であることで、中長期的な視点で業務が実施できる。
- ・ 法 (研) : 特定国立研究開発法人の指定を受けることができたことに伴い、調達・契約 (特例随契) や、

人事・雇用（「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」第6条の適用）等の面で運営が改善。

- ・法（研）：所管官庁の評価方針が中期目標管理法の考え方を国研にも準用するとされており、「失敗を恐れぬ研究開発の推進」という総務省評価指針の考え方については勘案されていないため、評価においては、国研とされたことが逆にマイナスとなっている。

3 目標指針・評価指針の策定（主務省・法人）

①～③ 定性的な目標とならざるを得ない事務等の有無（主務省）

- ・ 定性的な目標とならざるを得ない事務等については、中期目標管理法の 68 主務省中 38 主務省（56%）、研究開発法人の 39 主務省中 19 主務省（49%）が「ある」と回答。
- ・ 行政執行法人は、「客観的な検証が不可能な事務等」について、7 主務省中 2 主務省（29%）が「ある」と回答。

[主務省の意見]

- ・省（中）：主たる業務を滞りなく確実に実施することが求められており、こうした特性を踏まえた定量的な目標設定に困難さを感じる。
- ・省（研）：研究開発の中でも特に基礎研究に重点を置くフェーズにおいては、定量的な目標は立てにくい。
- ・省（行）：単に報告の件数や主務省の依頼に対する実施率のみで評価するのではなく、技術的知見の中身についても重要であるため、定性的に判断せざるを得ないものがある。

④ 項目別評価において実績値 120%以上を「A」以上とする基準（中期目標管理法及び行政執行法人の主務省・法人を対象）

- ・ 中期目標管理法及び行政執行法人において、評価指針の項目別評価で実績値 120%以上を「A」以上とすることについては、主務省・法人ともに大半が「適当である」と回答
「適当である」：75 主務省中 49 主務省（65%）、60 法人中 32 法人（53%）
- ・ 中期目標管理法のうち、「厳しすぎる」が 1 主務省（2%）、4 法人（8%）

[主務省・法人の意見]

- ・省（行）：制度改正以後は「B」を標準とするとの統一基準が示されたため、「A」評価と判断するためにはある程度の統一された基準が必要であり適当。
- ・法（中）：中期目標法人、行政執行法人は、主務大臣から A 以上の評価を受ける数が少ないため。
- ・法（中）：計画で満足度 90%以上得ることとしている場合、満足度が 100%であっても実績値が 120%以上とならない。

⑤ 「顕著な成果の創出」等が認められる場合に、「A」以上とする基準（研究開発法人の主務省・法人を対象）

- ・ 研究開発法人において、評価指針の項目別評価で顕著な成果の創出等が認められる場合に「A」以上とすることについては、主務省・法人ともに大多数が「適当である」と回答
「適当である」：39 主務省中 35 主務省（90%）、27 法人中 22 法人（82%）
- ・ 「厳しすぎる」は 2 主務省（5%）・ 2 法人（7%）
- ・ 独自の客観的基準を「設けている」のは 7 主務省（18%）・ 9 法人（33%）と少数。

[主務省・法人の意見]

- ・省（研）：研究開発目標に「世界最高の水準を目指す」や「実用化への道筋を明確化する」と掲げてい

る場合は、達成して然るべきということから B 評価と扱われてしまう。

- ・ 法（研）：仮に未達だったとしてもそこにある理由などを分析して次に生かせば、総務省の目標策定指針にあるハイリスクに挑む研究開発という内容を果たせると考えるが、目標未達がその中で一つであれば、評価領域全体 C 評価とするという所管省庁の考えが示されている。
- ・ 法（研）：民間資金獲得額を 5 年間で 3 倍以上にする極めて挑戦的な数値目標が設定されたため、顕著な成果の創出があった場合でも、数値が目標に達していない場合は C、D 評価からの積み上げになり、総合評価で A 評価を取ることが極めて困難。

⑥ 「B」より上の評価（S や A）が得られないものの有無（主務省・法人）

- ・ 「B」より上の評価（S や A）が得られないものの有無について、「ある」は、114 主務省中 53 主務省（47%）、87 法人中 50 法人（58%）であり、法人は主務省以上に「ある」と考えている。
- ・ 主たる主務省と法人を紐付けて比較した結果、「B」より上の評価（S や A）が得られないものについて、主たる主務省は「ない」と考えているのに当該法人が「ある」と考えているものが 19 主務省・法人（22%）。他方、主たる主務省は「ある」と考えているのに当該法人が「ない」と考えているものが 12 主務省・法人（14%）。意識のズレあり。

[主務省・法人の意見]

- ・ 省（中）：できて当たり前で想定外の事象がなければ A にならないような設定が多い。
- ・ 省（研）：評価の指標において、環境物品の調達率（100%達成）としたため、S や A の評価とならない。
- ・ 省（行）：管理系統業務（人事や会計など）を含む「業務運営に関する事項」などについては、適切に行うことが通常の業務であるので、「B」より上の評価を得ることが難しい。
- ・ 法（中）：納付金を全て徴収し、収納率が 100%となったとしても、達成度が 120%以上とならない。

4 独立行政法人評価制度委員会・制度改正全般（主務省・法人）

① 独立行政法人評価制度委員会による主務省ヒアリング等による PDCA への影響（★）

- ・ 主務省は、どの項目も「変わらない」が多数。ただし、「主務省ヒアリング」、「年度評価等点検」については、「強化された」が 5 割弱で「変わらない」と同程度。
- ・ 法人は、「主務省ヒアリング」、「理事長などマネジメント層へのヒアリング」、「年度評価等点検」について、「強化された」が 5 割強。

[主務省・法人の意見]

- ・ 省（中）：独法共通の課題でありかつ独法単独では対応が難しい事項については、委員会から政府に働き掛けるなどの取組を期待。
- ・ 法（研）：国研の評価方法を独評制度委でしっかり議論していただきたい。
- ・ 法（研）：現在の総務省の委員会は超長期（4～6 年の中長期目標期間を前提）での PDCA であると認識している。一方で、1 年の短期的な PDCA である年度評価に関する機能も併せ持っていると考え、現状では超長期と短期のいずれもどっちつかずの議論になってしまっていないか。単年度評価を各省庁の法人単位で見るとは制度官庁とその審議会の機能ではないと考える。

② 独立行政法人評価制度委員会における専門分野の考慮状況（★）

- ・ 独立行政法人評価制度委員会における民間経営ノウハウ等の専門分野への考慮状況については、「考慮されている」が主務省で約 5 割、法人で 6 割強。
- ・ 「考慮されていない」は、いずれの項目についても 0～8 主務省（0～7%）、0～1 法人（0～1%）。

③ 制度改正によるコミュニケーションへの影響（★）

- ・ 制度改正によってコミュニケーションの「量」が増加したのは55 主務省（50%）、51 法人（59%）。「質」が向上したのは56 主務省（51%）、51 法人（59%）。
- ・ 主たる主務省と法人を紐付けて比較した結果、量・質ともに5割強は回答が一致しているが、法人の方が増加・向上したと回答しているものが多い傾向。

[主務省・法人の意見]

- ・ 法（中）：理事長などトップマネジメント層と主務省とのコミュニケーションが増加した。
- ・ 法（研）：事業官庁の主務大臣が評価主体になったことにより、相互理解が向上した。

II 国民に対する説明責任に関する事項（主務省・法人）

① 財務データの活用

- ・ 令和2年度の主務大臣評価又は自己評価において、「目標・計画（予算）と実績（決算）の差異の要因分析」事例が「ある」と回答しているのは81 主務省（71%）、71 法人（82%）。
- ・ 「事業等のまとめりごとの財務情報等を活用したアウトプット単位当たりのインプット把握」事例が「ある」と回答しているのは55 主務省（48%）、44 法人（51%）。
- ・ 「企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析」事例が「ある」と回答しているのは32 主務省（28%）、32 法人（37%）。

[主務省・法人の意見]

（活用例）

- ・ 法（中）：予算と実績の差異が生じている要因について、一般競争入札及び複数年契約の積極的な実施等により、支出を抑制し、効率的な予算執行を図ったことが一因と分析した。
- ・ 法（中）：月次決算等により計画と実績を比較することで、内部環境や外部環境の変化に対するリスク等を軽減し、経営目標の達成に努めている。
- ・ 法（研）：原著論文数と決算額から論文1件あたりの費用を算出し、前年度との比較を実施。
- ・ 省（研）：対象法人から事業等のまとめりごとに決算額、行政コスト等の主要なインプット情報を報告してもらい、大臣評価書に反映している。
- ・ 法（中）：経年比較による趨勢分析を用いて当期総利益等の分析を行っている。

（活用していない理由）

- ・ 省（中）：主務省において、分析等を行う専門人材を有していないため。
- ・ 省（中）：毎事業年度の決算の確定時期と、独法評価における自己評価の確定時期がほぼ同時期であることから、決算等を用いた財務データ分析を活用するスケジュールとなっていないため。
- ・ 法（中）：決算業務に関わる人員が少ないため、分析に人員を割くことが難しい。
- ・ 法（中）：複数の項目に紐づく案件が太宗であるため、項目単位でインプットとアウトプットの対比ができない。
- ・ 法（研）：自己評価は決算確定前に行うため、財務データを活用できない。

②・③ 広報（法人）

- ・ 「WEBページ」は86 法人（99%）、「twitter」は58 法人（67%）、「YouTube」は67 法人（77%）、「Facebook」は54 法人（62%）が活用していると回答。
- ・ このほか、コロナの感染防止対応として、これまで対面でしか開催していなかった各種説明会や講演会について、Web 会議ツール（Zoom、YouTube Live 等）を活用しているとの回答あり。

- ・ 広報に当たっての外部専門家の知見については、52 法人 (60%) が活用していると回答。雇用等の形態は「常勤職員」11 法人 (13%)、「非常勤職員」9 法人 (10%)、「契約職員等」11 法人 (13%)、「委託契約」32 法人 (37%) など

[法人の意見]

- ・ 法 (研) : 広告業界及び官公庁広報部署での業務経験がある常勤職員の知見を活用。
- ・ 法 (研) : 元記者を雇用し知見を活用。
- ・ 法 (研) : PR 会社で 31 年の勤務経験がある人材を広報企画室長として採用。
- ・ 法 (中) : 今後、広報の在り方、方針、方法のガイドラインを示し、組織における適切な広報の促進に努めることを目的に「広報の手引き」を作成予定。また、今後、国民及び自治体等の理解を深める方策等についての戦略の検討、機構全体としての取組の推進と情報の共有等を図ることを目的に広報戦略会議等を本部内に設置。
- ・ 法 (研) : 外部有識者を委員とする広報企画委員会において、より効果の高い広聴・広報活動を推進するために、専門家の知見を活用している。広報媒体の効果に関する指標測定のために、外部機関への委託による調査を隔年で実施

Ⅲ 法人内部のガバナンス強化に関する事項 (法人)

1 内部統制の整備に関する事項

① 内部統制システムの整備による内部ガバナンスの強化

- ・ 「必要な情報の伝達」・「監査」は 85 法人 (98%)、「違法行為の防止」・「不正防止」、「リスク管理」は 83 法人 (95%)、「目標達成」は 80 法人 (92%) が「役立っている」と回答。

② 内部統制システムの見直しの実施状況

- ・ 「業務方法書の検証」は 63 法人 (72%)、「各種規程の検証」は 80 法人 (92%)、「内部モニタリング調査」は 67 法人 (77%)、「内部評価」は 72 法人 (83%)、「外部評価」は 63 法人 (72%) が実施していると回答。

[法人の意見]

- ・ 法 (中) : コロナ禍の影響を受け、各法人ともに取り巻く環境に大きな変化が生じている中、時代の変遷と共に生じ得る内部統制の概念や有り方について、改めて (変更の要否を含め) 再点検を行うプロセスがあっても良いと思われる。
- ・ 法 (中) : 比較的規模の小さい法人であり、内部統制システムの整備に関わらず必要な情報の伝達や目標達成に向けた管理等が行いやすい組織であること、また違法行為の防止や不正防止については別途業務監査・会計監査の実施や、研究費不正防止の委員会等も実施していることから、業務の必要性を理解しながら効率的に運用していくことに苦慮している。
- ・ 法 (中) : 内部統制について法人の長である理事長や内部統制担当理事が重要性を認識できるよう総務省主催の研修会を開催してほしい。
- ・ 法 (中) : 内部統制、コンプライアンス、リスク管理については、従前から内部管理拡充の要として、外部有識者を含むコンプライアンス推進委員会がその取組状況を監視することとしていたが、制度改正をきっかけとして、内部統制の再構築に当たり、同委員会を「内部統制等監視委員会」に発展改組し、同委員会において内部統制の推進状況について検証を受けることを通じて、適切な PDCA サイクルを回すための基盤を整備した。

2 監事の機能強化に関する事項

- ・ 監事の機能強化に伴う措置の実効性については、「監事向け研修・啓発」は 81 法人 (93%)、「主務大臣との意見交換」は 36 法人 (41%)、「監事補佐体制」は 73 法人 (84%)、「監査費用の確保」は 67 法人 (77%) が「確保されている」と回答。

[法人の意見]

- ・ 法（中）：内部監査の実施体制に関して、一定の専門性が必要となることから、内部監査に関する各種知見の継続的な活用の観点からプロパー人材が担う事が望ましい。また、総務省や監事連絡会など監事向けの研修は一定程度実施されているが、監査部門職員の専門知識習得、研修等の機会提供は、各独法によって大きな差異が生じているものと想定される。特に内部監査部門が1～2名の比較的規模の小さい独法においては、独自の機会創出が困難なことから、横断的な研修機会の提供が望まれる。
- ・ 法（中）：監事の立場については、特に監事補佐体制のあり方を中心に、その独立性が強調されてきたが、これからは、監事監査と内部監査の協働性についても議論が必要と考える。
- ・ 法（中）：比較的規模の小さい法人で監事が非常勤である場合は機能強化はかなりハードルが高い。

IV 内部統制実態調査（法人）

1 法人の運営方針・倫理行動指針

(1) 法人の運営方針

- ・ 運営方針は全ての法人で策定。運営方針をHPで公表は75法人（86%）
- ・ 運営方針の役職員への主な周知方法は、イントラネットへの掲示69法人（79%）、研修52法人（60%）など
- ・ 運営方針の役職員への浸透状況の確認を行っている法人は24法人（28%）。同24法人中、浸透状況の主な確認方法は、アンケート9法人（38%）、個別面談8法人（33%）など

(2) 役職員の倫理行動指針

- ・ 倫理行動指針は全ての法人で策定。倫理行動指針をHPで公表は59法人（68%）
- ・ 主な周知方法は、イントラネットへの掲示78法人（90%）、研修72法人（83%）など
- ・ 倫理行動指針の役職員への浸透状況の確認を行っている法人は43法人（49%）。主な確認方法は、アンケート27法人（63%）、個別面談11法人（26%）など

2 内部統制組織

- ・ 内部統制委員会は、役員会がその機能を代替している法人（注）を含め、87法人全てで設置
（注）役員会でその機能を代替している法人は5法人
- ・ リスク管理委員会は、内部統制委員会等がその機能を代替している法人（注）を含め、87法人全てで設置
（注）内部統制委員会又は役員会で機能を代替している法人は5法人

3 内部通報・外部通報

(1) 外部通報規程

- ・ 外部通報規程を策定しているのは86法人（99%）。未策定は1法人（1%）
- ・ 規程内容をみると、「通報対象事案の定義」、「通報者保護」、「通報窓口」は86法人全てで規定

(2) 内部通報規程

- ・ 内部通報規程は87法人全てで策定

- ・ 規程内容をみると、「通報者保護」、「通報窓口」を 87 法人全てで規定

4 法令違反事案、防災業務計画、事業継続計画等

- ・ 法令違反事案発生時の対応マニュアルを策定している法人は 63 法人 (72%)。未策定 24 法人 (28%)
- ・ 防災業務計画を策定している法人は 85 法人 (98%)。未策定 2 法人 (2%)
- ・ 事業継続計画を策定している法人は 75 法人 (86%)。未策定 12 法人 (14%)
- ・ 感染症対策マニュアルを策定している法人は 80 法人 (92%)。未策定 7 法人 (8%)

5 研究費管理体制・研究費配分【研究開発法人のうち自ら研究開発を行っている 24 法人】

- ・ 研究費管理規程は 24 法人全てで策定
- ・ 資金管理の一元化（経理部門等一元管理）は 22 法人 (92%) で実施
- ・ 競争的資金の個人等管理は 5 法人 (21%) で実施

6 研究不正の防止等【研究開発法人 27 法人】

(1) 研究不正の防止

- ・ 研究不正の防止に関する管理規程を全ての研究開発法人 (27 法人) で策定
- ・ 研究倫理教育の実施状況をみると、27 法人全てで実施しており、集合研修の実施 24 法人 (89%)、e-learning（競争的資金申請時のものを含む）の実施 26 法人 (96%)

(2) 共同研究における情報管理、知的財産保護

- ・ 共同研究の相手方との共同研究契約の締結の有無をみると共同研究を実施している 25 法人は全て締結と回答
- ・ 共同研究契約において、秘密保持規程 24 法人 (96%)、研究成果の公表規程 24 法人 (96%)、特許出願規程 25 法人 (100%)、著作権規程 21 法人 (84%) を規定

7 情報漏洩・ハッキング対策等

- ・ 情報漏洩・ハッキング対策を含む情報システムの運用全般に関する規程を 87 法人全てで策定
- ・ 情報関連業務の外部委託に関する規程を 83 法人 (95%) で策定
- ・ 外部委託契約時に機密情報の取扱いに関する事項を 84 法人 (97%) で規定
- ・ 廃棄委託契約における機密情報等を格納した HD などの廃棄確認に関する事項を 63 法人 (72%) で規定

V 監事監査実態調査

1 監査資源に関する状況

(1) 監事の属性

- ・ 87 法人中、監事数 3 名が 7 法人 (8%)、2 名が 80 法人 (92%)。
- ・ 非常勤監事のみの法人は、30 法人 (34%) で、全て監事数 2 名の法人
- ・ 常勤監事数 77 名（うち女性 10 名）、非常勤監事数 104 名（うち女性 55 名）、総監事

数 181 名（うち女性 65 名）

- ・ 総監事数 181 名中、公募による選任を受けた監事 21 名（12%）

(2) 監事補佐体制

① 監事室等

- ・ 監事室等を「設置している」が 32 法人（37%）、「設置していない」が 55 法人（63%）
- ・ 監事室等を設置している 32 法人中、組織上の独立性を確保している法人が 28 法人（88%）、人事上の独立性を確保している法人が 22 法人（69%）、予算上の独立性を確保している法人が 22 法人（69%）【複数回答】

② 内部監査部門

- ・ 内部監査部門を「設置している」が 79 法人（91%）、「設置していない」が 8 法人（9%）
- ・ 内部監査部門を設置している 79 法人中、組織上の独立性を確保している法人が 75 法人（95%）、人事上の独立性を確保している法人が 53 法人（67%）、予算上の独立性を確保している法人が 49 法人（62%）

③ 監事監査における内部監査部門との連携

- ・ 監事と内部監査部門との日常的な意見交換の頻度は、ほぼ毎日が 9 法人（11%）、週一回程度が 20 法人（25%）、月一回程度が 31 法人（39%）、四半期に一回程度 14 法人（18%）等
- ・ 監事と内部監査部門との具体的連携の内容について、多くの法人において、「内部監査計画・内部監査の結果についての報告及び説明、情報交換等」、「監査に関する事務補助」としているほか、「監事監査要綱に連携を記載。日常的な意見交換を実施」としている法人もあった。

(3) 費用確保・研修等

① 監査費用の確保

- ・ 監査費用が確保されている法人が 72 法人（83%）、確保されていない法人が 15 法人（17%）
- ・ 監査費用が確保されている 72 法人中、根拠規程のある法人 46 法人（63%）、予算上の措置がある法人 66 法人（92%）

② 外部研修等の受講

- ・ 監事が外部研修を受けている法人が 80 法人（92%）と大多数。他方、受けていない法人が 7 法人（8%）
- ・ 監事が外部研修を受けている 80 法人について、年間の研修日数は、1～5 日が 54 法人（68%）で多数。同じく 6～10 日が 14 法人（18%）、11～15 日が 4 法人（5%）、16 日以上が 8 法人（10%）

2 監査実施に関する状況

① 理事会等への出席

- 令和元年度に監事が理事会等へ出席した法人は 87 法人（100%）となっており、年間の出席回数は、1～3 回：7 法人（8%）、4～11 回：18 法人（21%）、12～47 回：60 法人（69%）、48 回以上：2 法人（2%）

② 会計監査人との連携

- 会計監査人の監査義務（法定監査）のある法人は 72 法人（83%）、会計監査人の監査義務（法定監査）はないが任意で監査を受けている法人は 5 法人（6%）、監査義務はなく監査を受けていない法人は 10 法人（11%）。
- 法定又任意で会計監査人の監査を受けている 77 法人のうち、連携の内容については、「会計監査人から監査結果の報告聴取」等は全 77 法人で実施しているほか、具体的な連携内容として、少数ながら、「三様監査（監事、会計監査人、内部監査部門）の実施」と回答（自由記載）した法人が 3 法人あった。

3 監査報告に関する状況

① 監査報告の作成・提出・公表

- 監査報告の作成回数は、年 1 回が 55 法人（63%）、年 2～3 回が 18 法人（21%）、年 4～11 回が 8 法人（9%）、年 12 回以上が 6 法人（7%）
- 監査報告の提出は、主務大臣宛、法人の長宛に全 87 法人（100%）が実施
- 監査報告の公表は、法人 WEB サイトにて公表している法人が 86 法人（99%）、事務所備付としている法人が 54 法人（62%）となっており、全ての法人が少なくともいずれかの方法で公表

② 主務省との意見交換

- 主務省との意見交換をした法人は 36 法人（41%）、意見交換をしていない法人は 51 法人（59%）
- 主務省と意見交換をしている 36 法人について、年間の意見交換の回数は、1 回の法人が 27 法人（75%）、2 回の法人が 4 法人（11%）、3 回以上の法人が 5 法人（14%）